

旭川医科大学医療廃棄物取扱要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和6年6月20日学長裁定)

旭川医科大学医療廃棄物取扱要項の一部を改正する要項

旭川医科大学医療廃棄物取扱要項（平成16年4月1日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後	現行
<p>第1～3（略）</p> <p>（容器）</p> <p>第4 規程第10条で定める指定容器は、別表第二に掲げるとおりとする。</p> <p>2 <u>感染性廃棄物及び不燃性廃棄物は</u>、性状により指定容器に代えて合成樹脂製、金属製等の耐貫通性のある堅牢な容器又は段ボール等を使用することができる。ただし、注射針等については、<u>指定容器に係わらず耐貫通性のある堅牢な容器を使用するものとする。</u></p> <p>第5～7（略）</p> <p>別表第一（略）</p> <p>別表第二（第4第1項関係）</p> <p>1 感染性廃棄物</p> <p>（1）可燃性廃棄物</p>	<p>第1～3（略）</p> <p>（容器）</p> <p>第4 規程第10条で定める指定容器は、別表第二に掲げるとおりとする。</p> <p>2 <u>不燃性廃棄物は</u>、性状により指定容器に代えて合成樹脂製、金属製等の耐貫通性のある堅牢な容器又は段ボール等を使用することができる。ただし、注射針等については、<u>合成樹脂製容器を使用するものとする。</u></p> <p>第5～7（略）</p> <p>別表第一（略）</p> <p>別表第二（第4第1項関係）</p> <p>1 感染性廃棄物</p> <p>（1）可燃性廃棄物</p>

指定容器	指定外容器の例	主な廃棄物
ビニール袋 (橙)	堅牢な容器, 段ボール等 (新設)	血液及び汚染物付着の紙屑, 繊維屑 (ガーゼ, 脱脂綿, 包帯等), 廃プラスチック類 (注射器, チューブ等), ゴム屑 (手袋等), 培地等
ビニール袋 (緑)		放射性医薬品を投与された患者の紙オムツ, 尿パック

(2) (略)

2 非感染性廃棄物

(1) 可燃性廃棄物

指定容器	指定外容器の例	主な廃棄物
ビニール袋 (透明)		生活廃棄物 (紙屑, 繊維屑, 木屑, 皮革類等), 厨芥
ビニール袋 (青) (新設)		廃プラスチック類 (注射器, チューブ等), ゴム屑 (新設)
—	ポリ容器等	廃油

(2) 不燃性廃棄物

指定容器	指定外容器の例	主な廃棄物
ビニール袋 (黄) (新設)	堅牢な容器, 段ボール等 (新設)	ガラス屑, 陶磁器屑 (新設)
ビニール袋 (透明)	堅牢な容器, 段ボール等	金属屑 (空き缶類), 燃え殻, 汚泥等
—	ポリ容器等	廃酸
(指定箇所へ搬送)		乾電池類

指定容器	指定外容器の例	主な廃棄物
ビニール袋 (黄)		血液及び汚染物付着の紙屑, 繊維屑 (ガーゼ, 脱脂綿, 包帯等), 廃プラスチック類 (注射器, チューブ等), ゴム屑 (手袋等), 培地等
ビニール袋 (緑)		放射性医薬品を投与された患者の紙オムツ, 尿パック

(2) (略)

2 非感染性廃棄物

(1) 可燃性廃棄物

指定容器	指定外容器の例	主な廃棄物
ビニール袋 (青)		紙屑, 繊維屑, 木屑, 廃プラスチック類 (注射器, チューブ等), ゴム屑, 培地等
—	ポリ容器等	廃油

(2) 不燃性廃棄物

指定容器	指定外容器の例	主な廃棄物
ビニール袋 (透明)	堅牢な容器, 段ボール等	金属屑 (空き缶類), ガラス屑, 陶磁器屑, 厨芥, 燃え殻, 汚泥等
—	ポリ容器等	廃酸
(指定箇所へ搬送)		乾電池類

3 (略)

附 則

この要項は、令和6年6月20日から実施する。

**【改正理由】**

医療廃棄物の取り扱いについて、所要の改正を行うものである。

3 (略)